

6 教育職員免許状等取得について

6-1 大学院における専修免許状取得について

大学院に入学した者で、中学校教諭一種免許状（数学・理科）又は高等学校教諭一種免許状（数学・理科）を有している者は、総合科学技術研究科規則別表Ⅰ（第10条関係）のうち下記の科目を24単位以上修得することによって、専修免許状を取得することができる。

- ①中学校教諭専修免許状（数学）または高等学校教諭専修免許状（数学）に必要な「教職実践に関する科目」、「教科及び教科の指導法に関する科目」（下記の科目のうち24単位以上修得すること）

研究科共通科目 （教職実践に関する科目）			
スクールインターンシップ			
数学コース選択科目 （教科及び教科の指導法に関する科目）			
代数学特論	代数系特論	幾何学特論	幾何系特論
解析学特論	解析系特論	数理論理学特論	数学基礎論特論
確率論特論	複素解析学特論	位相数学特論	組合せ数学特論
公理的集合論特論	数学特別講究Ⅰ	数学特別講究Ⅱ	数学特別講究Ⅲ
数学特別講究Ⅳ			

- ②中学校教諭専修免許状（理科）または高等学校教諭専修免許状（理科）に必要な「教職実践に関する科目」、「教科及び教科の指導法に関する科目」（下記の科目のうち24単位以上修得すること）

研究科共通科目 （教職実践に関する科目）			
スクールインターンシップ			
研究科共通科目 （教科及び教科の指導法に関する科目）			
先端機器分析科学Ⅰ	先端機器分析科学Ⅱ		
物理学コース選択科目 （教科及び教科の指導法に関する科目）			
数理物理学特論	多体系数理特論	量子光学特論	量子力学特論
素粒子物理学特論	物性物理学特論	実験物理学特論	生物物理学特論
宇宙物理学特論	物理学特別講義Ⅰ	物理学特別講義Ⅱ	物理学特別講義Ⅲ
物理学特別講義Ⅳ			
化学コース選択科目 （教科及び教科の指導法に関する科目）			
構造物理化学特論	光物理化学特論	分子動力学特論	遺伝生化学特論
核酸構造化学特論	無機化学特論	無機固体化学特論	無機量子化学特論
機能物質化学特論	有機化学特論	有機金属化学特論	有機超分子化学特論
先進放射化学特論	先進エネルギー化学特論	放射線測定・解析特論	放射能利用分析特論
放射科学特別演習	放射線管理学特別実習		

生物科学コース選択科目（教科及び教科の指導法に関する科目）			
細胞生物学特論	分子生物学特論	内分泌学特論	動物生理学特論
神経科学特論	微生物学特論	植物発生学特論	植物生理学特論
分子発生学特論	植物分類学特論	バイオ知財学特論	組織学特論
比較生物学特論	生物科学特別演習Ⅰ	生物科学特別演習Ⅱ	
地球科学コース選択科目（教科及び教科の指導法に関する科目）			
進化古生物学特論	多様性生物学特論	沈み込み帯流体論	岩石鉱物物理学特論
岩石変形学特論	第四紀学特論	海洋学特論	古動物学特論
地球微生物学特論	地震学特論	地球連続体力学特論	マグマ学特論
Agent-based Modeling	地球科学特別講義Ⅰ	地球科学特別演習Ⅰ	地球科学特別演習Ⅱ
地球科学特別演習Ⅲ	地球科学特別演習Ⅳ		

各コースの特別研究、「理学同窓会寄付講義」、「数学特別講義Ⅰ～Ⅱ」、「物理学特別演習Ⅰ～Ⅳ」、「化学特別講義Ⅰ～Ⅵ」、「化学特別演習Ⅰ～Ⅳ」、「生物科学特別講義Ⅰ～Ⅳ」、「生物科学特別論文演習Ⅰ・Ⅱ」、「地球科学特別講義Ⅱ」、「地球科学特別演習Ⅴ・Ⅵ」については、「教科及び教科の指導法に関する科目」には含まれないので注意すること。

6-2 学部在学中に未修得の教職資格（一種免許）取得に係る科目と学芸員資格取得に係る科目の履修について

本大学院では学部在籍中に教職資格（一種免許）や学芸員資格を取得しようとしたが、単位不足により取得できなかった者への救済制度として、以下の条件で、16単位まで教職等資格取得に係る科目の受講を許可している。

1) 受講資格について

理学専攻に在学する学生は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、受講を願い出ることができる。

- ① 受講する授業科目は、理学部又は大学教育センターが開講し、当該学生が大学院入学時まで取得しなかった不足単位を補うものであること。
- ② 受講する授業科目の総単位数は、16単位を超えない範囲とし、当該学生が、その範囲内において教職等の資格取得が可能であること。
- ③ 受講する授業科目は、当該学生の指導教員及び理学専攻長が、当該学生の教職等の資格取得のために必要であると認め、当該授業科目の授業担当教員が受講を認めたものであること。

2) 実習科目の受講について

教職等の資格取得に係る教育実習、博物館実習等の実習科目については、理学専攻長の申し出により、当該実習科目の授業担当教員（教育実習等の場合は

受入れ学校長や施設長) が特別に認めた場合に限り、当該実習科目を開講する部局の長は、受講を許可することができる。

3) 成績について

受講した科目の成績は、大学院の成績簿に記載する。

4) 修得単位の取扱いについて

教職等資格取得に係る科目の履修により修得した単位は、大学院の課程を修了するための単位の算入しない。

5) 証明書の発行について

資格等の申請に必要な単位取得証明書は、大学院の成績簿に基づき発行する。